

倉敷翠松高等学校いじめ防止基本方針

令和3年4月改定

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間数件で推移している。主な原因として、対人関係構築の未熟さや規範意識の欠如が考えられる。またSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等への書き込みがトラブルの元となり、いじめへの誘発原因となってきた。そこで、平成25年度よりいじめ対策委員会を設置し、いじめ相談窓口を新たに設けた。今後は、未然防止の取り組みを強く推進するために、生徒指導部や生徒支援室などの他の分掌とも連携を図り、いじめの早期発見、適切な対応のための教職員研修の充実を行う。全校生徒が翠松教育の3つのマインドを持ち、実践できる事を目標とする。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校全体としての取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には各部署の代表者が参画し、それぞれの立場から実効的な取り組みを行う。
 ・いじめの早期発見のため、基本的にクラスで年3回の個人面談を実施し得られた情報を教職員で共有し早期発見に努める。
 ・生徒が、学校行事、クラス活動、部活動において適切な人間関係を構築し自尊心を感じ取れるよう学校全体で取り組む。
 ・学校集会、クラス等でSNSの利用やいじめ問題について認識を深める機会を設ける。
<重点となる取り組み>
 ・教職員は、SNSの利用やネットのいじめについて認識を深め、トラブルについて最新の動向を把握し情報モラルに関する指導力の向上に努めるため研修を実施する。
 ・ロングホームルームの人権教育において、いじめについて考えいじめ防止に努める。
 ・教科「情報」において、情報モラルに関する単元を身近な事ととらえ現実と結びつける教育をする。

| 保護者・地域との連携 | 学 校 | 関係機関等との連携 |
|---|---|---|
| <連携の内容> ・PTA総会や研修会においてスマートフォンやインターネットの正しい使い方等について説明する。 ・保健だよりにいじめ相談窓口や教育相談についての紹介を掲載し、活用を促す。 ・学校ホームページに「倉敷翠松高等学校いじめ防止基本方針」を掲載し、内容確認を徹底する。 ・いじめ問題への取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価し、取り組みの改善を図る。 | いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 <対策委員会の開催時期> ・年3回開催(学期ごとに1回) <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の職員会議で全教職員に周知、緊急の場合は朝礼等で伝達。 <構成メンバー> ・校外 スクールカウンセラー・PTA会長 ・校内 運営委員、養護教諭 全 教 職 員 | <連携機関名> ・県総務部総務学事課 <学校窓口> ・教頭 <連携機関> 倉敷警察署 <連携の内容> ・スクールミーティング・連絡協議会への参加・定期的な情報交換 ・薬物乱用・非行防止教室の実施 <学校側の窓口> ・生徒指導部長 |

学校が実施する取組

| | |
|--------------------------------------|---|
| ① い じ め の 防 止 | (教員研修) ・いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図り、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるよう、専門家の外部講師を招いての研修を計画的に実施する。 (生徒会活動) ・生徒会新聞にいじめについて掲載し、生徒自ら考え、いじめ防止の意識を高める機会をつくる。 (居場所づくり) ・日頃の学校生活や学校行事・特別活動の中で、誰もが活躍できる場を設定することで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるため、情報モラルを高める授業を各学年においてロングホームルームで行う。 |
| ② 早 期 発 見 | (実態把握) ・生徒の実態把握のため、アンケートを実施し、年3回の個人面談を行うことで生徒の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・いじめ相談窓口を生徒に周知させると同時に、すべての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かい声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。また、生徒の訴える力の育成、互いに支えあふ風土を培うクラス運営を行う。 (情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、学年団会議・教科担任会議・いじめ相談ケース会議等で報告し、迅速に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・いじめ問題の相談窓口や学校の教育相談(カウンセリング)窓口を紹介するなど家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 |
| ③ い じ め へ の 対 処 | (いじめの認知) ・いじめの訴えを受けたり、その可能性が明らかになった時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断する。 ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになった時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、該当生徒及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に関しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに ・に、該当生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (いじめの「解消」の定義) ・いじめに係る行為が止んでいない状態が少なくとも3か月続いていること。 ・いじめられた生徒本人・保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。 |